

○京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則

平成19年9月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例（平成19年京丹後市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(地域医療機関)

第3条 条例第1条の規則で定める医療機関は、次に掲げる医療機関をいう。

- (1) 京丹後市立病院及び京丹後市国民健康保険直営診療所
- (2) 前号に掲げる公的医療機関のほか、医師を確保することが困難であると市長が認めた医療機関

(奨学金等の額等)

第4条 条例第2条の規則で定める額は、月額20万円を限度とする。

- 2 市長は、奨学金等の貸与を受けようとする者が、産婦人科又は小児科の診療に従事している者である場合又は従事する意思を有する者である場合は、前項の額に月額5万円を加算することができる。

(貸与の申請)

第5条 奨学金等の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てて、医療確保奨学金等申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び医療確保奨学金等貸与者推薦書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金等の貸与を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸与の方法)

第7条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの奨学金等を貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

- 2 奨学金等の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日（特に市長が指定したときは、その日）までに請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第8条 市長は、奨学金等の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 専門研修又は臨床研修を受けなくなったとき。
- (2) 大学院の医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- (3) 大学を退学したとき。
- (4) 奨学金等の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、貸与決定者が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき又は専門研修若しくは臨床研修を休止したときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は専門研修若しくは臨床研修を休止した日の属する月の翌月の分から復学し、又は専門研修若しくは臨床研修を再開した日の属する月の分までの奨学金等の貸与を停止する。

3 貸与決定者は、奨学金等の貸与を辞退しようとするときは、医療確保奨学金等辞退届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

4 市長は、奨学金等の貸与の決定を取り消したとき又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知する。

（返還）

第9条 奨学金等の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が別に定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間（第11条第1項第2号に規定する事由により返還が猶予された期間がある場合は、当該猶予された期間を合算した期間）内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

- (1) 奨学金等の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 大学生として奨学金等の貸与を受けた者であって、大学を卒業した日後の最初の4月1日から1年を経過する日までに医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 次に掲げる日の翌日から起算して貸与相当期間に3年（次のイについては、3年を超えて引き続き専門研修を受ける必要があると認められる場合は、6年）を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

ア 専門研修を受けなくなった日

イ 臨床研修を修了した日

ウ 大学院の医学を履修する課程に在学しなくなった日

- (4) 条例に基づき重複して奨学金等の貸与を受けた者が、重複して奨学金等の貸与を受けた期間の終了した日の翌日から起算してそれぞれの奨学金等の貸与を受けた期間を通算した期間（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）に相当する期間（以下「通算貸与相当期間」という。）に3年（専門研修医又は大学院生として奨学金等の貸与を受けた者を除き、3年を超えて引き続き専門研修を受ける必要があると認められる場合は、6年）を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

（借用証書の提出）

第10条 奨学生は、条例第2条各号に定める研修及び履修課程を修了したとき、又は奨学金の貸与を停止したときは、直ちに医療確保奨学金借用証書（様式第5号）を提出しなければならない。

（返還の猶予）

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、奨学金等を返還することが困難であると認めるときは、その状況が継続している期間、奨学金等の返還を猶予することができる。

- (1) 条例第3条第1項第1号から第5号までに規定する奨学金等の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定により、奨学金等の返還の猶予を受けようとする者は、医療確保奨学金等返還猶予申請書（様式第6号）に申請事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当するときは、その事実を証する書類の提出をもって奨学金等の返還の猶予の申請があったものとみなす。

3 市長は、奨学金等の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

（返還の免除）

第12条 条例第3条の規定により奨学金等の返還の免除を受けようとする者は、医療確保奨学金等返還免除申請書（様式第7号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、奨学金等の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

3 条例第3条第1項第5号の規則で定める場合は、重複して貸与を受けた期間の終了した日（以下この項において「終了日」という。）の翌日から起算して通算貸与相当期間に3

年（専門研修医又は大学院生として奨学金等の貸与を受けた者を除き、3年を超えて引き続き専門研修を受ける必要があると認められる場合は、6年）を加えた期間内において、地域医療機関における医師の業務に、通算貸与相当期間から終了日前の地域医療機関における医師の業務に従事した期間（奨学金等の貸与を受けていた期間を除く。）を控除した期間従事した場合をいう。

4 条例第3条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害その他不可抗力によるもの
- (2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

5 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により医師の業務に従事できなかった期間（3年を限度とする。）は、算入しない。

6 第4条第2項の規定により加算された額については、産婦人科又は小児科の診療に従事した場合に限り、返還を免除する。

（遅延利息）

第13条 奨学生が、正当な理由がなく奨学金等の返還を行うべき日までに奨学金等の返還を行わなかったときは、当該奨学金等の返還を行うべき日の翌日から奨学金等の返還までの日数に応じ、奨学金等の返還を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（異動の届出）

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 専門研修を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。
- (2) 臨床研修を受けることとなったとき又は修了したとき若しくは受けなくなったとき。
- (3) 大学院を休学し、復学し、又は医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- (4) 大学を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。
- (5) 停学その他の処分を受けたとき。
- (6) 医師の免許を受けたとき。
- (7) 奨学金等の貸与を辞退するとき。
- (8) 地域医療機関若しくはその他の医療機関等における医師の業務に従事することとなったとき、又は従事している地域医療機関若しくはその他の医療機関等を変更すること

となったとき。

(9) 氏名又は住所を変更したとき。

(10) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日規則第25号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第9条及び第12条第3項の規定は、この規則の施行前に奨学金等の貸与を受けた者についても適用する。

附 則（平成27年3月24日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京丹後市病院事業管理規則、京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則及び京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 氏名 印
(法定代理人 氏名 印)

医療確保奨学金等申請書

京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例に基づく奨学金等の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

ふりがな氏名			生年月日	年 月 日(満 歳)				
現住所	〒(—)		電話番号	—	—			
			携帯電話	—	—			
			E-mail					
その他の連絡先	〒(—)		電話番号	—	—			
			携帯電話	—	—			
			E-mail					
申請者の区分	専門研修医 臨床研修医	医師登録番号	第 号	登録日	年 月 日登録			
		所属医療機関等の名称						
		所属医療機関等の所在地						
		修了等予定年月 年 月修了見込み						
	大学院生	医師登録番号	第 号	登録日	年 月 日登録			
		大学院の名称						
		大学院の所在地						
		在学予定期間 年 月～ 年 月						
	大学生	大学の名称						
		大学の所在地						
		学部学科名				学年		
		卒業予定年月 年 月卒業見込み						
貸与期間	貸与月額		万円					
	貸与希望期間		年 月から 年 月まで(月間)					
	貸与希望総額		万円(希望月額×希望月数)					
連帯保証人	1	ふりがな氏名		申請者との続柄		職業勤務先		
		住所	〒(—)		電話番号	—	—	
					携帯電話	—	—	
		職業					E-mail	
	2	ふりがな氏名		申請者との続柄		職業勤務先		
		住所	〒(—)		電話番号	—	—	
					携帯電話	—	—	
		職業					E-mail	
上記申請者が貸与を受ける奨学金等については、本人と連帯して一切の金銭債務を負担するとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務について誠実に履行します。								
連帯保証人						印		
連帯保証人						印		

- (注1) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し、押印すること。
- (注2) 連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した世帯の者とする。
- (注3) 申請者及び連帯保証人は、それぞれ自筆により署名し、印鑑証明書と同一の印を押印すること。

(裏面)

特約事項

(遅延利息)

第1条 奨学金等の貸与を受けた者(以下「奨学生」という。)は、京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則第9条第1項各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく奨学金等の返還を行わなかったときは、当該奨学金等の返還等を行うべき日の翌日から奨学金等の返還等の日までの期間の日数に応じ、奨学金等の返還等を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく奨学生の市に対する一切の債務について奨学生と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 奨学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(変更届の提出)

第3条 奨学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 奨学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、奨学金等の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は奨学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、奨学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、奨学金等の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 奨学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要せず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 奨学金等以外の奨学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 奨学生が年賦償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 奨学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 奨学金等の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例及び京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとする。このについても併せて同意します。

年	月	日	申請者	氏名	印
年	月	日	法定代理人	氏名	印
年	月	日	連帯保証人	氏名	印
年	月	日	連帯保証人	氏名	印

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

申 請 者 住所
氏名

法定代理人 住所
氏名

誓 約 書

京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例に基づき奨学金等の貸与を受けることとなったときは、同条例及び京丹後市医療確保奨学金等の貸与に関する条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する必要勤務期間地域医療機関における医師の業務に従事することを誓約します。

(注) 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名すること。

様式第3号(第5条関係)

医療確保奨学金等貸与者推薦書

貸 与 希 望 者	ふ り が な 氏 名			生年月日	年 月 日生(満 歳)
	所属医療機関等 大 学 院 学 大 学	名 称			
		所在地			
		雇用形態(研修医の場合)	☐ 常勤雇用(正職員) ☐ その他()		
推 薦 内 容	修学又は研修に関する状況				
	今後の育成の計画・スケジュール				
	推薦理由・その他特記事項(申請者の人物評価等その他推薦事項)				
上記の者は、京丹後市医療確保奨学金等の貸与者として、適当と認められますので推薦します。					
年 月 日					
京丹後市長 様					
推薦者 所属 氏名					
印					

(注) 推薦書は、所属する機関の代表者等によること。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

貸与決定者 住 所
氏 名 印
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

医療確保奨学金等辞退届

京丹後市医療確保奨学金等の貸与を辞退しますので、下記のとおり届出ます。

決 定 番 号	第 号
大 学 名 ・ 学 年	
研修施設・所属医療 機関等名称、所在地	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
辞 退 期 日	年 月 日
受 領 奨 学 金 等	年 月分まで 円
理 由	

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

奨 学 生 住 所
氏 名
電話番号
印

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号
印

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号
印

医療確保奨学金等借用証書

京丹後市医療確保奨学金等として、下記のとおり借用しました。

記

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用すること。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

奨学生 住所
氏名

医療確保奨学金等返還猶予申請書

京丹後市医療確保奨学金等の返還の猶予を下記のとおり申請します。

決 定 番 号	第 号
猶予を受けようとする額 (借用金額)	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日
猶 予 の 申 請 理 由	
猶予期間における研修施設、勤務先等	所在地 施設名
(研修施設、勤務先等の証明) 上記の者は、当施設において研修(勤務)していることを証明します。 年 月 日 施設名 証明者 印	

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

奨 学 生 住 所
氏 名 印
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

医療確保奨学金等返還免除申請書

京丹後市医療確保奨学金等の返還の免除を下記のとおり申請します。

決 定 番 号	第 号
免除を受けようとする額 (貸与金額)	円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日
免 除 の 申 請 理 由	
貸与期間終了後の勤務先	所在地 施設名

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)

様式第 7 号 (第 1 2 条関係)